

児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。現在、児童扶養手当の資格がある人(所得制限で支給停止になっている人も含む)は8月中に現況届を提出してください。現況届を提出しないと11月以降の手当が受けられなくなります。

なお、現況届の関係書類については、受給者宛てに送付しています。添付書類が必要な場合がありますので、同封のお知らせにしたがって手続きをしてください。

■提出期間 8月3日(月)～21日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

■持ち物 児童扶養手当証書・印鑑・その他必要な書類

☎ 閩子ども課 32-5078

ひとり親世帯臨時特別給付金について(国制度)

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人は申請不要です。対象者へはご案内を送付します。

なお、児童扶養手当を受給されていない場合でも給付対象となることがあります。

詳しくは厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html)または町ホームページをご覧ください。

☎ 閩子ども課 32-5078

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間における電話相談所の開設について

友だちからのいじめやインターネット上のSNSに悪口を書き込まれた、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みを抱えている人など、どなたでもお気軽にご相談ください。

日 時 8月28日(金)～9月3日(木)まで
月曜日～金曜日：8時30分～19時 土・日曜日：10時～17時
(上記強化週間以外の日でも、平日の8時30分から17時15分まで相談に応じています。) ※相談は無料です。

受付電話番号 子どもの人権110番 0120-007-110(フリーダイヤル)
※携帯電話からもかけられます。

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは インターネット人権相談 検 索
携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページに飛びます。



秘密は
厳守
します!!



子どもの人権SOSミニレター事業について

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、県内の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員は手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば子どもたちの悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。その返事を子どもたちに読んでもらうことで、少しでも悩みから抜け出すことができるように、また、子どもたちの力になれるようにと願っています。

子どもたちに返事を出すときには、新しいミニレターを必ず同封していますので、子どもたちの手には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

困ったことがあれば、「子どもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。

※ミニレターが手元にない人で、ご希望の人は、「子どもの人権110番」

0120-007-110(フリーダイヤル)までお電話ください。

☎ 岐阜地方法務局子どもの人権110番 0120-007-110(フリーダイヤル)

秘密は
厳守
します!!